

首都大学東京 法科大学院
平成29年度 2年履修課程

憲法・民法・刑法 試験問題
(平成28年10月29日実施)

試験時間 午前10時30分～午後1時30分

受験に当たっての注意事項

- (1) 受験中は、机の右上に、① 2016年度法科大学院全国統一適性試験受験票及び②本学受験票を置いてください。(①と②の両方が必要です。
机上には、上記受験票、筆記用具、時計及び眼鏡以外の物を置くことはできません。
- (2) 筆記用具は、黒インクのボールペン又は万年筆に限ります。机上に置ける筆記用具はこれだけです。これ以外の筆記用具を用いた場合は、0点として採点します。また、消しゴム等で消すことのできるインクや2色(又は複数色)のボールペン等、マーカー、修正液及び定規等の使用も認めません(答案の下書きや問題冊子への書込みも含む)。
- (3) 携帯電話又はそれに類する通信機器等は身につけず、必ず電源を切って鞆等の中にしまってください。それらを時計として用いることはできません。
- (4) 耳栓、イヤホン又はそれに類するものの使用は禁止します。
- (5) 受験中の飲食は一切禁止します。ペットボトル等を持っている場合には必ず鞆等の中にしまい、机の上等に置くことはしないでください。
- (6) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
- (7) この問題冊子は表紙を含めて4頁あります。問題冊子を破いたり、ホチキス止めをはずしたりしてはいけません。
- (8) 答案用紙の所定の欄に、受験番号及び氏名を必ず記入してください。
なお、所定の欄以外の場所に氏名を記載するなど特定人の答案であることが明らかとなるような行為は一切禁止します。
- (9) 答案用紙は、各科目1枚(両面記載)のみ配布しますので、汚損しないよう注意してください。また、解答すべき答案用紙の科目を間違えないように注意してください。
- (10) 配布した「法科大学院試験六法」は試験時間終了時に回収しますので、書き込んだり、頁を折り曲げるなどして汚損しないでください。汚損行為は不正行為とみなします。
- (11) 試験室では監督員の指示に従ってください。不正行為があった場合又は監督員の指示に従わなかった場合には、失格となります。また、他の受験者の受験の妨げとなる行為が認められた場合には、監督員が、試験時間中であっても試験場からの退出を命ずることがあります。
- (12) 試験終了時刻までは、試験室から退出することはできません。トイレに行くことも原則として禁じます。緊急の場合や気分が悪くなった場合等には手を挙げてください。

憲法 問題

20△△年△月△日、アメリカの原子力空母レーガンのB港への寄港に反対するデモに参加する市民や学生のA団体(以下、「A」という。)がB駅に下車したところ、これを阻止するために待機していた警察官や機動隊ともみ合いとなり、騒擾状態となるなか、Aのメンバーには擦り傷や軽い打撲などを負う者も出た。この騒動をテレビ局Xがテレビカメラで一部始終取材しており、編集の上、同日の深夜の報道番組で放映した。

Aおよび革新系の政治結社などがこの警察の行為を過剰であったとし、憲法の集会の自由を侵す違法なものと批判した上で、軽微とはいえけが人も出ているので、警察の行為が特別公務員暴行陵虐罪に当たるとして、Y地方検察庁に刑事告発したが、不起訴処分となった。そこで刑事訴訟法262条に基づき付審判請求を行った。事件現場は多くの人々がみくちやとなっていて、犯罪を立証できる証拠もほとんどなかった。Y地方裁判所はこの付審判請求のために、刑事訴訟法99条3項に基づき、Xに放映分も含めて取材したフィルム of 提出命令を出した。

Xはこの提出命令は同条項に違反するのはもちろん、違憲の疑いもあると考えており、Y高等裁判所に取消しを求めて抗告した。Xはそこでどのような違憲の主張ができるか。また、あなたがY高等裁判所の担当裁判官であるとしたら、この主張についてどのように考えるか、論じなさい。

以 上

民法 問題

次の【事実】を読んで、後記の【設問】に解答しなさい。

【事実】

1 Xは、平成28年7月1日、Yから、その所有する甲建物を代金500万円で買う契約を締結し（以下、「本件売買契約」という。）、同日、Yに対し、売買代金内金50万円を支払った。

本件売買契約には、次の約定があった。

- ① 代金額は500万円とし、買主は、本件売買契約締結時に内金50万円を支払い、残代金450万円は、平成28年10月1日に売主から甲建物の引渡し及び所有権移転登記に必要な書類の交付を受けるのと引換えに支払う。
- ② 甲建物の固定資産税等公租公課は、同年9月30日までは売主の負担とし、同年10月1日以降は買主の負担とする。

2 本件売買契約当時の甲建物の時価は560万円であり、その後も変わりはない。

【設問】

上記事実に加え、次の(1)又は(2)の事実があった場合、Xは、Yに対し、どのような権利を有し、義務を負うか。(1)、(2)のそれぞれについて、法律上の根拠を示して説明しなさい。なお、不法行為に基づくものについては検討を要しない。

- (1) 平成28年9月20日、Yのタバコの火の不始末が原因で火災が発生し、甲建物は焼失してしまった。
- (2) 平成28年9月20日、隣家のA宅から発生した火災が甲建物に延焼し、甲建物は焼失してしまった。

以上

刑法 問題

甲(男性20歳)は、友人乙(男性20歳)と共に、たまたまその日に知り合ったA(男性25歳)と居酒屋で食事をしていたが、Aが甲と乙を見下したような態度を取ったことから喧嘩となり、甲と乙は、Aを近くの公園に連れ出し、2人でAの頭部や顔面を手拳で殴打したり足蹴りにするなどの暴行を加えたところ、Aは倒れ込んでぐったりしてしまった。乙はAが大けがをしたのではないかと不安になり、甲に対し、「少々やり過ぎだ。そろそろやめておこう。」と言ったところ、甲は乙に対し、「怖じ気付いたのか。意気地無し。」と乙を罵り、乙の顔面を手拳で殴ったため、乙は転倒して気絶してしまった。その後、甲は、倒れたAの頭部を更に蹴りつけるなどの暴行を加え、Aは、1時間後にその場で、脳内出血により死亡した。しかし、死因となった脳内出血が、甲と乙による暴行により生じたのか、あるいは乙が気絶した後に甲が加えた暴行により生じたのかは、不明であった。甲及び乙の罪責について述べなさい。

以 上